浦添市保育課

台風・緊急災害時の保育の取り扱いについて

市立認定こども園の開園・閉園につきましては、下記のとおりとなります。

【1号認定の場合】

1. 暴風(特別)警報が発令された場合→臨時休園となります。

【2 号認定の場合】

○路線バスが運行開始する場合

- 1. 暴風警報が発令されていても、路線バスが始発から運行される場合は通常の開園となります。
- 2. 路線バスが途中から運行開始された場合は、開始時刻から1時間後に開園します。 台風時の給食対応について

| ※給食提供につきましては、暴風(特別)警報の発令が基準となります。 | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 午前6時30分(6:30)までに | |
| 暴風(特別)警報が解除された場合 | 通常通り給食の提供ができます。 |
| 午前 6 時 31 分(6:31)以降に | 給食の提供は行えませんので、弁当持 |
| 暴風(特別)警報が解除された場合 | 参で登園して下さい。 |

3. 午後3時(15:00)以降に、暴風(特別)警報が解除された場合された場合は休園となります。

○路線バスの運行中止が決定された場合

1. 登園後に、路線バスの運行中止が決定された時点で、速やかにお子さまのお迎えをお願いします。 (お子さまの安全を考慮し、遅くても2時間以内には、迎えられるようお願いします。)

【協力願い】

- 1. 暴風時のお子さまの送迎につきましては、保護者が責任を持って対応し、事故のないよう十分お気をつけ下さい。
- 2. その他、緊急災害時の発生により、平常保育ができない場合は臨時処置をとることもあります。保 護者の皆様とは、常に連絡が取り合える(携帯・職場の連絡先)状況を整えて下さい。
- 3. ホームページでのお知らせは、ネット環境によって、タイムラグが発生することが予想されます。

各家庭でテレビ、ラジオ等で情報収集し確認をお願い致します。

- 4. 緊急・災害時の電話対応はさまざまな支障がありますので、控えてもらえると助かります。
- 5. 園児の緊急避難場所につきましては、各園で確認をして下さい。
 - ※このお知らせは重要書類として保存し、台風接近時にご活用下さい。